

月刊労務ペーパー

ふとした疑問はここで解決!

ご意見、ご感想、取り上げて欲しい内容等がありまし
たら下記メールアドレスまでご連絡お願ひ致します。

年休あれこれ

事業主のみなさん、ご存知でしたか?

事業主のみなさんが意外と知らない「年次有給休暇」の仕組みや内容、運営上の管理の仕方を解説します。年次有給休暇は1年間に労働者に与えなければならない有給の休暇であり、基本的に労働者からの年休取得の請求を拒むことは出来ません。

出勤率の計算
出勤率を求める計算式は「出勤率=出勤日数/全労働日」となっています。出勤日数は実際に労働した日で、遅刻や早退などをしても一日の全部を労働していない場合も含めますが、休日労働をした日は除きます。また、以下の期間は出勤したものとみなさなければなりません。
①業務上の疾病・負傷による休業の期間②産前産後休業の期間③育児・介護休業期間④年次有給休暇の取得日。そして全労働日数は表1のとおりで、法定を上回る日数を与えることもできます。

年次有給休暇
最初の10日から勤続年数に応じて増えてゆき、勤続6年6ヶ月の20日で頭打ちです。年次有給休暇の付与日数は表1のとおりで、法定を上回る日数を与えることもできます。

有休の利用目的は自由ですが(ストライキ目的は除く)。「〇月〇日」とりました、以下の期間は出勤したものとみなさなければなりません。
①業務上の疾病・負傷による休業の期間②産前産後休業の期間③育児・介護休業期間④年次有給休暇の取得日。そして全労働日数は表1のとおりで、法定を上回る日数を与えることもできます。

年次有給休暇
最初の10日から勤続年数に応じて増えてゆき、勤続6年6ヶ月の20日で頭打ちです。年次有給休暇の付与日数は表1のとおりで、法定を上回る日数を与えることもできます。

年次有給休暇
法律では、労働者の事前請求を会社が認めて取得することになります。使用者の責任による休業の期間の正当な争議行為により労務の提供がされなかつた期間④割増賃金の支払いを「出勤」をしていなければならぬものではなく、休職期間や長期病欠期間なども通算されます。定年後に再雇用された場合、パートから正社員に転換した場合も、前後の期間を通算します。

年休中の賃金の種類
年休中の賃金の種類は、年次有給休暇の賃金と年次無給休暇の賃金です。年次有給休暇の賃金は、通常の賃金と同様に支給されます。年次無給休暇の賃金は、通常の賃金と同様に支給されます。

年休中の賃金の種類
年休中の賃金の種類は、年次有給休暇の賃金と年次無給休暇の賃金です。年次有給休暇の賃金は、通常の賃金と同様に支給されます。年次無給休暇の賃金は、通常の賃金と同様に支給されます。

問題1)

年休中の賃金は、①平均賃金②通常の賃金③健康保険の標準報酬日額(労使協定が必要)のいずれかであります。

(回答)

年次有給休暇をまとめて請求してきた場合与える義務はあるのでしょうか?

(回答)

年次有給休暇をまとめて請求を会社が認めて取得することはあります。

(回答)

年次有給休暇をまとめて請求を会社が認めて取得することはあります。

(回答)

問題2)

年休を半日単位で取ることにはどうですか?

(回答)

年休を半日単位で取ることはできません。

(回答)

年休を半日単位で取ることはできません。

(回答)

年休を半日単位で取ることはできません。

問題3)

年休を半日単位で取ることにはどうですか?

(回答)

年休を半日単位で取ることはできません。

(回答)

年休を半日単位で取ることはできません。

(回答)

年休を半日単位で取ることはできません。

問題4)

時間単位年休制度はどうやって定めるのでしょうか?

(回答)

時間単位年休制度はどちらも可能ですが、労使合意が必要なので、就業規則などに規定が特になければなりません。

(回答)

時間単位年休制度はどちらも可能ですが、労使合意が必要なので、就業規則などに規定が特になければなりません。

(回答)

時間単位年休制度はどちらも可能ですが、労使合意が必要なので、就業規則などに規定が特になければなりません。

問題5)

パートタイム労働者から年休請求は拒否できますか?

(回答)

パートタイム労働者から年休請求は拒否できます。

(回答)

パートタイム労働者から年休請求は拒否できます。

(回答)

パートタイム労働者から年休請求は拒否できます。

は変更できません。

裕もなく、業務の引継ぎすらできないよくあるケースですが、退職(労働契約の終了)と同時に年休権は消滅してしまったため、退職日以後への季節指定権を行使することはできず、結果的に請求がおりえなければなりません。

(回答)

年休の取得が可能になります。

(回答)

年休の取得が可能になります。

所長の一言

新年あけましておめでとうございま
す。昨年末にようやく当事務所のホームページがオーブンいたしました。まだまだ、質素なものではありますが、これから育てていくことを前提にしたものであります。どうぞよろしくお願いします。2011年度の人口自然減は、過去最大の20万人超となる見込だそうです。最近近所で赤ちゃんの泣き声を聞くことがないですが、NHKのドラマでは出産して産声を上げる場面がよく出てくると妻が言つっていました。そういうえば最近は昭和時代のドラマが増えていくようになります。何もなかつた不便な時代の人々がなぜかいきいきしているように感じてきました。それは夢や目標を叶えるため、日々努力している姿が愛おしく思えるからではないでしょうか。持続を持てばほとんどの用は済んでしまうし、欲しいものは簡単に手に入りますが、情熱を持つて頑張れる、そんな新しい時代を期待します。

(所長 堀井潤)

ホームページURL

<http://www.horii-office.jp/index.html>

E-mail : h-office@js3.so-net.ne.jp
TEL : 018-863-7300 FAX : 018-863-7303

堀井秋田保戸野金沢市2-51 社会保険労務士法人 堀井事務所
本店営業の記事、写真などの新規登録・配信を禁じます。
(C)社会保険労務士法人 堀井事務所 業務責任者 榎田 伸孝



(社会保険労務士 佐々木 健)